

ご存じですか？医療費のこんなこと

高額療養費の支給

医療機関に支払う一部負担金が高額になった場合は、ある一定の額以上の費用は国保が負担します。

▼ 高額療養費が支給される場合

1. 一部負担が

63,600円を超えた場合

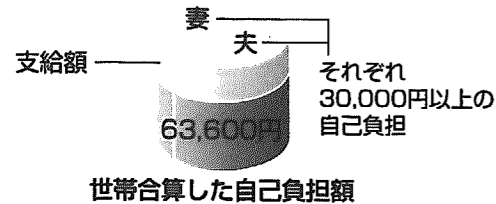
同じ人が、同じ月内に同一の医療機関に支払った一部負担金が63,600円(住民税世帯等は35,400円)を超えた場合、超えた分が支給されます。



2. 同じ世帯で

合計63,600円を超えた場合

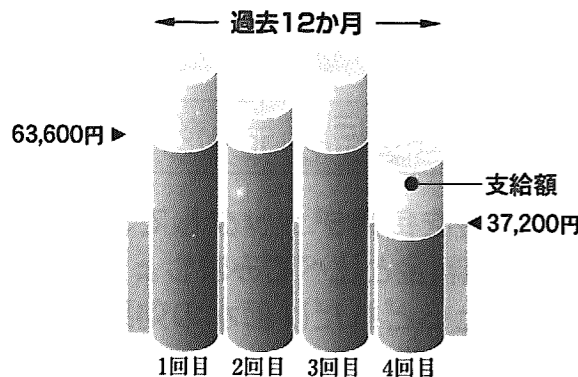
同一世帯で、同じ月内に各医療機関に30,000円(住民税非課税世帯等は21,000円)以上の一部負担金を支払った場合が2回以上あり、さらにその合算が63,600円(住民税非課税世帯等は35,400円)を超えたとき、その超えた分が支給されます。



3. 12か月間に4回以上

高額療養費を支給された場合

同一世帯で、過去12か月間に4回以上高額療養費の支給を受けた場合、4回目からは37,200円(住民税非課税世帯等は24,600円)を超えた分が支給されます。

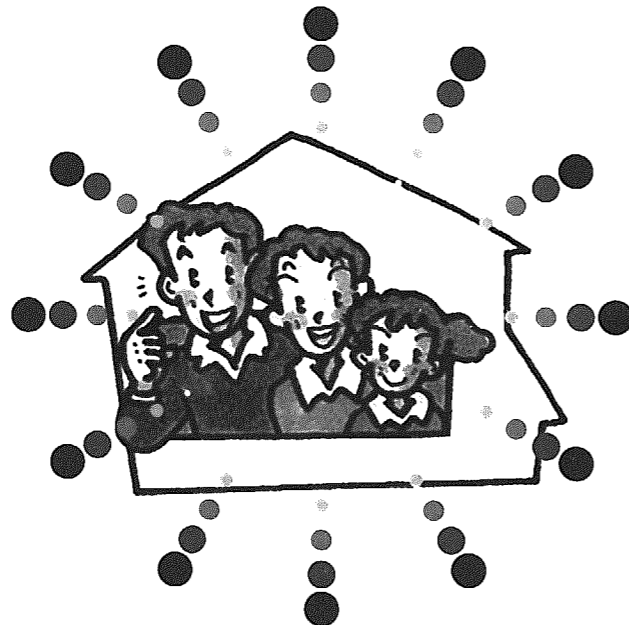


▼ 高額療養費の計算のしかた

高額医療費の計算をするときには、次のことに注意が必要です。

- ① 各月の1日から末日までを1か月と計算。
- ② 各病院、診療所ごとに別々に計算。
- ③ 同一の医療機関でも歯科とその他の診療科は別々に計算。
- ④ 同一の医療機関でも入院と外来は別々に計算(入院時には歯科以外の診療科を受けた場合は合算)。
- ⑤ 院外処方で支払った金額は、処方せんをだした医療機関に支払った一部負担金と合わせて計算。
- ⑥ 保険診療が適用されないもの(入院時の差額ベッド代など)や入院時の食事代は高額療養費の支給対象外。

一定額を超えた場合、超えた分が申請によって払い戻されます。但し、村と契約している医療機関では、手続により支払いの際一定額で済みます。



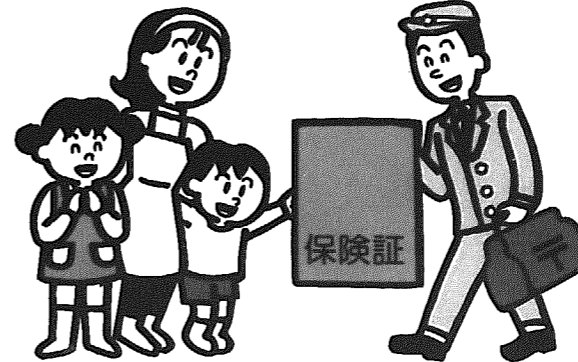
—お問い合わせは
住民課国保年金係 まで—

国民健康保険係からのお知らせ (住民課 TEL 82-5712)

保険証が郵送になりました

9月1日から国保保険証の色が「藤色」から「空色」に変わります。それに合わせ、今まで区長さんから各世帯にお届けしていた保険証は、今年から直接郵送になります。

～ 保険証の取扱い～



1. 9月1日を過ぎたら、今使っている保険証は破棄してください。(役場に返送する必要はありません)

2. 新しい保険証は、8月31日までに郵送します。届いたら国保加入者全員分の氏名があるかどうかを、必ず確認して下さい。

3. 新たに事業所などの健康保険に加入したときや、住所を変えたり、家族に異動があったときは、14日以内に役場住民課窓口へ届け出て下さい。なおその際には、使用している保険証を全てご持参ください。(重複して加入できません)

国保退職者医療制度

・お医者さんにかかるとき・



退職者本人
外来 2割負担
入院 2割負担



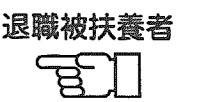
扶養家族
外来 3割負担
入院 2割負担

長い間会社などに勤めていて退職した人で厚生年金等を一定期間かけていた場合には、「国保退職者医療制度」で医療を受けることができます。

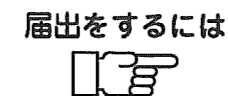


退職者本人
厚生年金や共済年金等の老齢(退職)年金を受給している人で、年金の加入期間が20年以上あるか、40歳以降10年以上ある人。

退職者本人と生活を共にし、退職者本人の収入により生活している3親等内の親族で年収が一定基準未満の人。



※入院時の食事代、外来時の薬剤にかかる一部負担については定額の自己負担になります。



届出をするには
届け出には年金証書が必要となりますので、年金証書が届いた日から14日以内に窓口へおいでください。